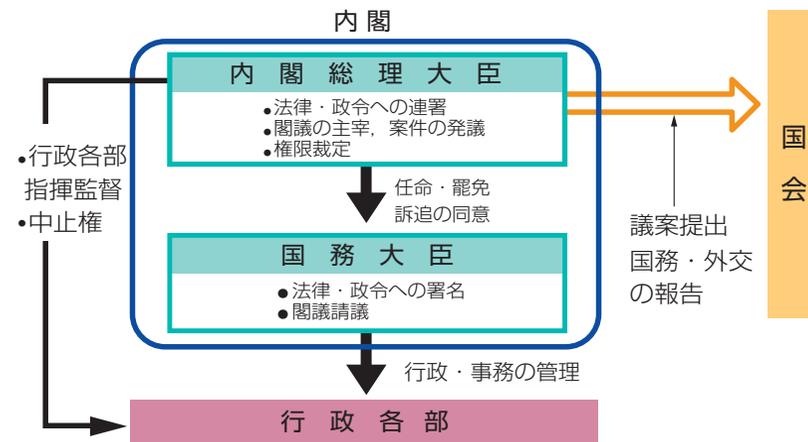


● 内閣の権限

権限	条文	内容
法律の執行・ 国務の総理	73①	目的にかなった法律の執行を行い、行政の事務一般を統括(とうかつ)・管理する。
外交関係の 処理	73②	重要な外交関係に関する事務を処理。(通常的外交事務は外務大臣が主管)
条約の締結 (ていけつ)	73③	国家間の文書による合意を締結。
官吏に関する 事務の掌理	73④	内閣の支配下にある公務員に関係する事務を処理する。
予算の作成	73⑤	予算を作成し、国会に提出する。
政令の制定	73⑥	憲法や法律を実施する命令を制定する。
恩赦(おんしゃ) の決定	73⑦	刑罰を失効させる等の決定を行う。
天皇の国事行 為への助言と 承認	3 7	天皇の国事行為の実質的決定権は、内閣が有する。
国会の召集 参議院の緊急 集会の要求	7 54	国会の召集を行う(臨時会は53条)。衆議院の解散中、国に緊急の必要があるとき、参議院議長に請求する。
最高裁判所長 官の指名 その他の裁判 官の任命	6 79 80	内閣の指名にもとづいて天皇が任命する。長官以外の最高裁判所の裁判官と下級裁判所の裁判官を任命する。

● 内閣総理大臣の権限



●内閣総理大臣の危機管理に対する権限



*自衛隊法の治安出動: 間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力では治安の維持ができないと認められる場合 **自衛隊の防衛出動: 外部からの武力攻撃またはそのおそれがある場合